

第2回住宅等侵入犯罪防止対策のあり方に関する懇談会

1. 日時

平成20年11月17日(月) 午前10時から午後12時まで

2. 議事要旨

(1) 業界団体の状況について

【日本ロック工業会による現況等の説明】

【質疑応答】

資料には、平成20年上半期におけるCP錠の普及率は1.86%とあるが、普及率が前年と比べ低下した理由は何か。

建築確認に時間がかかっていること、また、景気後退により、価格の高いCP錠が敬遠されたのではないかと考えている。

一般の錠に比べて、どの程度CP錠が防犯性能の面で優れているかを示したデータはあるのか。CP錠の優位性を明示しなければ購入のインセンティブは働かないのではないか。

一般の錠と比較を行ったデータはないが、官民合同会議では、CP錠はどのような手口でも侵入に5分以上要するものとされている。

CP錠はどの程度割高なのか。

一般の錠の5割高程度である。

消費者にとって、防犯性能表示制度とCP制度の違いなど、制度の詳細を理解するよりも、防犯上の安全・安心を担保するメルクマールが明確であるか否かということが重要なのではないか。

市場の1割を占める既設住宅における錠の採用決定権者であるエンドユーザーは、錠を換えることを常に気にかけているわけではない。むしろ、9割を占める新設住宅の建設事業者に対する働きかけが重要なのではないか。

CP錠の採用を義務づけるような強制力はないため、今後、法的に厳格化を図るか、あるいは消費者を導いていくような知恵を出す必要がある。ゼネコン等に対して、CP錠の優位性を説明する資料の配付はしているが、それでも普及率は高まっていない状況がある。

【日本ロックセキュリティ協同組合による現況等の説明】

【質疑応答】

鍵を販売する際、より防犯性能の高い錠を勧めることも錠取扱業者の業務になるのか。

現在、錠一般の防犯性能が向上しており、事業者もどの錠をどのように説明するか悩む場面も多い。また、顧客の知識も向上しているため、具体的に特定の商品を勧めるということではなく、予算や性能を説明した上で、顧客との対話のなかで販売を行っている。

事業者の信頼性を確保するため、組合が実施する錠の取扱いの検定試験に合格しなければ、販売に携わることができないようにすることはできないのか。また、事業者が組合に加盟することによるメリットは何か。

検定試験はあくまで社内試験であり、顧客が事業者を判断するための基準の1つである。加入のメリットについては、社会的な認知や信頼を確保するためにも団体として活動することに意味があると考えている。また、消費者のニーズには地域差等もあるため、事業者が情報交換することにもメリットがある。

(2) 全国の消費生活センターに寄せられた錠等に関する相談の状況について

(3) 現行制度と今後の方向性について

日本ロック工業会から、CP錠の普及に向けた取り組みについて強い要望があった。防犯性能表示制度のあり方等も重要な論点になる。

防犯性能表示制度の本来の趣旨を徹底させるのであれば、内容を分かりやすくする必要がある。また、該当する基準のレベルに「 」をつけるという表示は、それだけで消費者に防犯性能が高いという誤解を与えかねない。

表示内容の意味が一目では分かりにくいことがネックなのではないかと思う。表示のなかに、評価として合格点を得ているか否かが分かるような工夫を盛り込む余地はないか。

防犯性能表示の書式は告示で定めているのか。

告示では表示する内容として、例えば耐ピッキング性能について5分未満、5分以上、10分以上のどの基準に該当するのが表示することは定めているが、表示様式までは規定していない(事務局)

防犯上全く安全とは書けないが、「5分」の意味する内容を説明し、その基準を満たすことの意味することが示されていれば良いのではないかと。また、消費者に分かりやすい結果の示し方を検討してみてはどうか。

資料にカード錠の被害があったとあるが、これは今回の制度見直しに際して対応が不要なのか。

この被害はカード錠固有の新たなものではないため、制度上の対応は不要であると考えている。(事務局)

防犯性能表示に関する評価において、ピッキングへの耐久試験以外は、社内の試験員が担当することについて見直すべきかどうか。全ての項目を、第三者機関で検査することは可能なのか。試験委員を第三者機関とすることは対応可能か業界団体に確認してもらいたい。

信頼できる錠前業者を知りたいという消費者のニーズについて、今回の検討を通じて、何らかの対応を行うことはできないか。

信頼性確保に関する自主努力については、法に錠取扱業者の責務として規定がある。本日のヒアリングでは、事業者団体が各種取組みを行っている現状が示されているが、倫理面に関する取組みのPRや店頭などにおける消費者への表示などの取組みがあっても良いのではないかと。

今回の検討をもとに、国民の錠に対する意識を向上させることができれば良いと思う。

防犯性能表示について、侵入まで5分というメルクマールの意味が消費者には分かりにくい。

都市防犯研究センターの調査によると、5分を経過しても侵入できない場合、7割の侵入企図者は諦めるとされており、基準はこれを踏まえ設定したものである。(事務局)

5分の意味することを定性的に示すと良いのではないかと。

本日の議論を踏まえ、事務局は方向性のたたき台を作成して欲しい。また、防犯性能表示に関する試験を全て第三者機関が行うことが可能かどうか、そして、錠取扱業者の信頼性向上に向けた取組みのPRや消費者への表示について、事業者団体に照会して欲しい。また、防犯性能表示制度やCPの表示に関する工夫についても検討していきたい。

